

札幌学院大学総合研究所経済研究部会規程

平成 21 年 7 月 16 日

制 定

(目的)

第 1 条 本規程は、札幌学院大学総合研究所規程第 10 条に基づき、経済研究部会の設置及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第 2 条 本部会は、経済学その他関連諸科学に関する研究の発展とその発表、普及及び会員相互の親睦を図り、併せて会員の研究を促進することを任務とする。

(事業)

第 3 条 本部会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 学術雑誌『札幌学院大学経済論集』の編集
- (2) 研究会・講演会の開催
- (3) その他本部会の任務を達成するために必要な事項

(組織)

第 4 条 本部会は、次の者をもって組織する。

- (1) 経済学部所属の研究所員（通常部会員）
- (2) 経済学部以外の学部所属の研究所員または本学の名誉教授であって、総会の承認を得た者（特別部会員）
- (3) 本部会の趣旨に賛同し、かつ、総会の承認を得た者（客員部会員）

(総会)

第 5 条 総会は、通常部会員をもって構成する。

- 2 総会は、本部会の運営に関する重要事項を審議承認する。
- 3 総会は、部会長がこれを招集する。また、通常部会員の 3 分の 1 以上の開催要請があるときは、臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会は、通常会員の過半数の出席をもって成立する。

(役員)

第 6 条 本部会に、次の役員を置く。

- (1) 部会長 1 名
- (2) 総務幹事 1 名
- (3) 幹事 1 名

2 総務幹事は研究支援委員が兼ねるものとする。部会長、幹事は総会で互選するものとする。

3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(部会長)

第7条 部会長は、部会を代表し、会務を総括主宰する。

(総務幹事及び幹事)

第8条 総務幹事は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

2 部会長は、総務幹事、幹事とともに学術雑誌『札幌学院大学経済論集』の編集委員会をつくり、『札幌学院大学経済論集』の発行スケジュールの調整、原稿の募集、記念号の原稿依頼、投稿論文の掲載順の決定、その他の関連する編集業務を行う。

3 総務幹事、幹事はその他第3条に定められた事業を行う。

(細則への委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、本部会の運営に必要な手続その他の事項については、総会においてこれを定める。

(改廃)

第10条 本規程の改正については、通常部会員総数の3分の2以上の者が出席し、その過半数の同意がなければならない。

付 則

この規程は、平成21年8月1日から施行する。

『札幌学院大学経済論集』刊行要領

1. 『札幌学院大学経済論集』（以下、『経済論集』という。）は、年2回発行する。発行時期は別に定める。
2. 『経済論集』に投稿することができる者は、「札幌学院大学経済研究部会規程」第4条第1号、第2号及び第3号に規定する通常部会員、特別部会員、客員部会員とする。ただし学外の研究者との共著（本学の著者が中心であること）及び記念号の発刊にかかわって研究部会長が必要と認めた場合、学外者に原稿を依頼することができる。
3. 『経済論集』は、「論文」、「研究ノート」、「調査報告」、「資料」、「紹介」及び「翻訳」を掲載することができる。これに該当しない場合は、その都度編集委員会の承認を必要とする。これらの論文等の内容は未刊行のものとする。また執筆者は掲載論文中の引用に関しては著作権に最大限留意するものとする。翻訳の掲載や他の著作物の写真、図、表等の転載に関しても、必要な場合には、執筆者は事前に著作権保持者の了解を得ておくものとする。
4. 原稿枚数は、おおよそ以下のとおりとする。
 - ① 和文原稿は、図表等を含め原稿用紙400字詰め60枚以内に、ワープロ使用の場合は、A4判38字34行で18枚以内とする。
 - ② 欧文原稿は、図表等を含めA4判（ダブルスペース）で18枚以内とする。
 - ③ これを超える場合は、編集委員会の承認を必要とする。
5. 原稿作成上、以下の点に留意が必要である。
 - ① 原稿には、1）標題、2）英文標題、3）執筆者名、4）本文、5）注及び引用文献、6）参考文献、7）執筆者名のひらがな、8）専攻学問を記載する。
 - ② 原稿の中に図表等を挿入する場合には、その位置、仕上がり寸法、活字の大きさ等指定事項を明記する。
 - ③ 原稿提出時に、3に示された論文の種類を明記する。
6. 執筆者には、別刷50部を贈呈する。ただし、それを超過する場合は、実費を徴収する。

7. 『経済論集』に掲載された論文等の著作権は、札幌学院大学総合研究所に帰属する。ただし、執筆者自身が自分の論文等を利用することは差し支えないものとする。その利用については事前にその所属研究部会に申し出ることを原則とする。

附 則

この刊行要領は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

この刊行要領は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。